



たがみ

農業委員会 第30号

だより



■ 令和6年1月22日発行
 ■ 発行 / 田上町農業委員会 TEL 57-6226
 ■ 発行人 / 会長 須佐 剛 ■ 印刷所 / 阿部印刷株式会社



11月14日 地域計画策定に係る説明会

いあいさし



田上町農業委員会
会長 須佐 剛

新年あけましておめでとうございます。

昨年は梅雨明けからの猛暑、湯水により、農業全般に大変な影響がありました。とりわけ稲作については作況指数95(新潟県全体)で「やや不良」、一等米比率についても今までにない低さとなりました。当農業委員会では、かつてない、米の品質低下に伴う収入減少を重く見て、昨年10月に田上町に対し農家の現状と今後の支援について意見書を提出しました。これに対し、田上町及び議会からいち早く対応していただき、支援金という形でご支援いただいたことに農家を代表して感謝申し上げます。

今後は作付時期の調整、暑さに強い品種を用いるなどの工夫をしていかなければならないと思うところであります。

さて、昨年4月には農業経営基盤強化法の一部が改正され、農地の効率的かつ総合的な利用を図るため「地域計画」を策定することになりました。その中で農業委員会は将来の農地利用の姿を示した「目標地図」の素案を作成することとなっております。これらの「地域計画」「目標地図」を作成していく過程においては農業者の方の協議等が必要となりますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

また、農業委員会においては令和5年7月をもって委員の任期満了に伴い、改選が行われた年でもありました。今後新たな顔ぶれで農業委員会活動を進めてまいりますのでよろしくお願いたします。最後に皆様のご健勝とご多幸を祈念し、新年の挨拶といたします。

令和5年
10月

農業委員会視察研修報告

◆福島県農業総合センター果樹研究所（福島県福島市）

福島県農業総合センター果樹研究所で研修を受けてきました。この研究所では、福島県の主要作物である落葉果樹の栽培方法や樹形、育苗、病害虫防除の試験研究を行っており、今回は栽培方法、樹形等を中心に説明を受けました。

昨今、全国的に果樹の老木化による生産性の低下が問題となつています。木を植え替えた後に果実が結実する状態に育つまでには数年、さらに収益が得られるようになるまでに数年かかることもあり、なかなか植え替えが進まないということが原因としてあります。そんな中で、この研究所では、従来の方法に比べて苗木を植えてから果実が結実するまでの年数を短縮でき、栽培管理の労力が少なく済む樹形の検討等を行っていました。実際に研究を行っているほ場を案内してもらい、代



表的な果樹の低樹高・省力樹形の研究状況を視察しました。

ほ場では、果樹の生育特性等にあわせて栽培方法の研究が行われていました。主枝高を低くして、そこから側枝を斜めに伸ばし樹冠を形成するジョイントV字トレリス樹形、平棚をはり、枝をそこに結び付け、樹全体のバランスをとり効率よく果実が育つようにする平棚栽培など興味深いものが



多くありました。このような技術が発展、普及することによって、植え替えの促進、栽培作業等の省力・低コスト化が図られ、担い手の確保等が期待できると感じました。

このように、将来を見据えて省力・低コスト・高生産性技術の開発を行っている研究所の凄さ、素晴らしさを感じる事ができ、大変有意義な視察研修でした。

各種申請書の 締切は毎月15日

農地法第3条、第4条、第5条の許可申請受付、利用権設定申出書は毎月15日（土日祝日の場合は前日）が締切です。締切後の提出は、翌月の審議となります。

令和4年度利用権設定等の実績

(R4. 4. 1～R5. 3. 31)

| | | | |
|-------|-----|------|-------------|
| 利用権設定 | 新規 | 16件 | 97,312㎡ |
| | 再設定 | 113件 | 608,115.50㎡ |
| 利用権移転 | | 一件 | —㎡ |
| 所有権移転 | | 2件 | 8,507㎡ |

相続等により農地を取得した方 届出が必要です

相続等により農地を取得した方は、農地の所在する農業委員会に届出が必要です。届出様式は、町のホームページからダウンロードできますし、農業委員会事務局にもあります。

令和5年農地の移動状況

(R5. 1. 1～R5. 12. 31)

| | | |
|-----------------------|-----|-------------|
| 農地法第3条 | 2件 | 7,929㎡ |
| 農地法第4条 | 一件 | —㎡ |
| 農地法第5条 | 6件 | 7,091㎡ |
| 事業計画変更 | 1件 | 3,899㎡ |
| 適用外等 | 一件 | —㎡ |
| 農地法による届け出 (相続・解約等) | 52件 | 315,662.89㎡ |

全国農業
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
新聞

週刊 月4回金曜日発行
月700円 年8,400円(税込)

購読の申込みは、お住まいの市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

発行所
一般社団法人
全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町 9-8
中央労働基準協会ビル 2F
☎ 03-6910-1130
☎ 03-3261-5132
✉ gyoumu@nca.or.jp
http://www.nca.or.jp/shinbun

※これまで、農業委員会委員として活動していただいた、田巻俊也さん、勝眞さん、須佐聡さん、青木博さん、大塚ありがとうございました。吉澤

農業委員(10名)



委員 田巻 博 (本の上)
委員 塩原 栄一 (川之下)
委員 五百川真佐子 (原ヶ崎)
会長代理 小野塚隆蔵 (坂田)
会長 須佐 剛 (曾根)
委員 加藤 幹夫 (山田)
委員 小柳 民人 (上横場)
委員 乾 道子 (本の上)
委員 藤田 新一 (四ツ合)
委員 塩原富士夫 (下中村)

農地利用最適化推進委員(5名)



委員 笠原 一 (石田)
委員 諸橋 春雄 (上横場)
委員 小柳 雅利 (湯川)
委員 江部 潤一 (本の上)
委員 加藤 功 (下吉田)

令和5年7月19日任期満了に伴い、7月20日に農業委員10名が町長から任命されました。また、農地利用最適化推進委員についても、農業委員会より5名が委嘱されました。任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。

農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します。



農業委員会では、農地パトロールを実施し、遊休農地、違反転用、不法投棄などがないか現地を調査しています。転用の際は、許可を得ずに農地を農地以外に利用することはできません。

※申請にあたっては、事前に農業委員会へご相談ください。また、申請書や申請に必要な添付書類等については、町のホームページに掲載しています。

- ◆農地転用とは：
農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置場等の用地に転換することです。
- ◇自分の農地を転用するとき
農地法第4条の許可が必要です。
農地の所有者が申請します。
- ◇農地の売買や貸借により転用するとき
農地法第5条の許可が必要です。
農地の所有者と転用を実行する者が連名で申請します。

農地転用は許可が必要です！

新潟県農業会議会長表彰

受賞おめでとうございます

委員継続
3期

- 五百川 眞佐子
- 乾 道子
- 諸橋 春雄



春から夏にかけて雑草が伸びる季節です。農地の草刈りをせずに放置すると病害虫の発生、火災やゴミの不法投棄などの原因となり、近隣の住民や農地に悪影響を及ぼします。また、農地は一度荒れてしまうと元の状況に戻すために大きな費用と労力が必要となります。定期的に草刈りを行うことで農地を適正に管理していきましょう。

**農地の草刈りを
しましょう！**

農業者年金



長生きをマイナスにしたいくない。
農業者のための年金が
あるなら入りたいと思う。

6つのメリット

- 農業者は広く加入できる
- 終身年金。
- 老後を最後までサポート
- 全額社会保険料控除で
- 大きな節税効果
- 保険料が自分で選べて、
- いつでも見直せる
- 条件を満たせば、
- 月額最大1万円の国庫補助
- 少子高齢時代に強い積立方式・
- 確定拠出型の年金



詳しくは… <https://www.nounen.go.jp> 独立行政法人農業者年金基金

農業者年金の内容やご相談については、JAえちご中越もしくは田上町農業委員会 TEL: 03-3502-3199 (専門相談員)
または農業者年金基金にお問い合わせください。 TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)

